

# 令和6年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【ホームヘルプ】

令和6年6月1日より適用

## ○ 介護予防訪問介護相当サービス < 要支援 1・2 >

利用料（1ヶ月の基本料金）

サービス内容	提供回数	1ヵ月利用料金	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度	1,176円	288円	1,464円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度	2,349円	576円	2,925円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度	3,727円	913円	4,640円

### ◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の245に相当する単位数）

### ◇上記以外に該当した場合は下記の加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
初回加算	新規の利用者に対して、初回に訪問した際にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行い、安全安心に配慮した活動に加算されます。	200円/月 （1回のみ） 訪問介護計画書を作成し交付した月
キャンセル料	利用を中止する際は前日の営業時間内（18：00まで）にご連絡下さい。以降の連絡はキャンセル料として料金を徴収させていただきます。	予定合計金額から予定利用回数を割った金額が1回のキャンセル料となります。

### ◇現在算定していない加算

生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	利用者に対して訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所のリハビリテーション専門職とサービス提供責任者が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書作成することで自立支援型のサービスの提供を促進します。	（Ⅰ）100円/月 （Ⅱ）200円/月 初回の訪問介護が行われた日より3ヶ月
口腔機能連携強化加算	職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげます。	50円/月

## ○ 生活援助型訪問サービス

### < 要支援 1・2 >

利用料（1ヶ月の基本料金）

サービス内容	提供回数	1ヵ月利用料金	介護職員等処遇改善加算（I）	合計
訪問型独自サービスⅠ/2	週1回程度	1,000円	137円	1,137円
訪問型独自サービスⅡ/2	週2回程度	1,998円	274円	2,272円
訪問型独自サービスⅢ/2 ※1	週2回を超える程度	3,169円	434円	3,603円

※1 要支援2と該当された方のみ

### ◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
介護職員等処遇改善加算（I）	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。（算定した単位数の1000分の245に相当する単位数）

◇上記以外に該当した場合は下記の加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
初回加算	新規の利用者に対して、初回に訪問した際にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行い、安全安心に配慮した活動に加算されます。	170円/月 （1回のみ） 訪問介護計画書を作成し交付した月
キャンセル料	利用を中止する際は前日の営業時間内（18：00まで）にご連絡下さい。以降の連絡はキャンセル料として料金を徴収させていただきます。	予定合計金額から予定利用回数を割った金額が1回のキャンセル料となります。